

五所川原市立小・中学校におけるインターネットの利用に関する要綱

五所川原市教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、五所川原市立小・中学校（以下「市立学校」という。）におけるインターネットの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(インターネット利用の基本理念)

第2条 市立学校においてインターネットを利用するにあたっては、児童生徒及び関係者の個人情報の保護に努めるとともに、児童生徒の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、総合的な学習の時間等の視点による教育の推進等、学校の教育課題解決を図るための諸活動に寄与するよう努めなければならない。

(インターネットの主な利用形態)

第3条 インターネットの主な利用形態は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 学習に関連する情報を検索・収集したり、関連する質問を送り回答を得たりする。
- (2) 授業で活用できる画像データや文書データを収集・加工して、教材作りに活用する。
- (3) 電子メールにより、国内及び国外の都市、学校等との交流を行う。
- (4) 学校教育活動の成果等を学校のホームページを作成して発信すると同時に、電子メール等で、意見や考えを送受信する。
- (5) 前4号以外で、前条の基本理念に基づいた教育活動に必要な形態で利用する。

(個人情報の発信とその範囲)

第4条 インターネットを利用して児童生徒の個人情報を発信する場合には、本人及び保護者の同意を前提としながら、教師の指導のもとに発信するものとする。

2 インターネットで発信できる児童生徒の個人情報の範囲は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 氏名は原則として姓を用い、名は使わない。ただし、教育上必要がある場合には、姓名を使うことも可とする。
- (2) 児童生徒の意見、考え、主張等については、教育上の効果を考え発信することができる。
- (3) 児童生徒の写真を使う場合は、集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮する。ただし、教育上必要がある場合には、本人及び保護者の同意を得て、個人写真を使うことができる。
- (4) 住所、電話番号、生年月日、趣味、特技、その他の個人情報は発信しないものとする。ただし、電子メール等相手が特定される場合には、必要に応じて、年齢、趣味、特技等を発信することができる。この場合においても、住所、電話番号、生年月日は発信しないものとする。

(情報発信における校内チェック機関の設置)

第5条 市立学校において、インターネットのホームページを利用して情報発信する場合には、その内容が発信するにふさわしいものであるかをチェックする機関を校内に設けなければならない。

(ホームページの作成・情報発信の手続き及び注意)

第6条 ホームページを利用し情報発信する場合には、次の各号に定めるところによる。

- (1) ホームページを利用して情報発信する場合には、校内チェック機関により承認を得る。その際の最終チェック者は校長とする。
- (2) ホームページへの掲載は事実と簡単な感想のみとし、学校でのできごとや個人・団体への意見は掲載しない。
- (3) 「リンク集」のページを作成する場合には、必ずリンク先の全てのページを見て教育上好ましくないものがないことを確認する。
- (4) 「掲示板」等、外部からの書き込みのできるものは作成しない。
- (5) 個人が特定の学校の名前を出して、学校や学級のホームページを出すことは禁止する。

(著作権に関する条件の明記)

第7条 市立学校のホームページには、各ページに学校の著作権を主張する旨を明記する。
また、作文や作品を公表する際、著作権を主張する旨を明記する。

(リンクに関する条件の明記)

第8条 市立学校のホームページに第三者がリンクをはる時、教育目的のリンクの通知があれば、原則として自由ではあるが、相互で連絡し確認する。

(セキュリティ等)

第9条 インターネットを利用するにあたっては、セキュリティ（個人情報及びデータ等の保護をいう。以下同じ。）対策に努めるものとする。

2 学校教育用パソコンを使用する際のフリーメールアドレスの取得及び、フリーメールを使用する際のメールの送受信を厳禁とする。

(フリーメールは、サービス提供元のサーバがアカウント乗っ取り等の攻撃を受けやすいことや、市のメールサーバを経由しないことから送受信記録が残らず、重大なセキュリティ事故が起きた場合の原因究明が困難である。)

(教師による指導の徹底)

第10条 インターネットを利用する場合には、他人の中傷をしない、著作権等の知的所有権に配慮するなど、ネットワーク利用における基本的モラルに留意するとともに、児童生徒への涵養を図るものとする。

2 インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取扱い等の指導を徹底する。

(取り扱い責任者)

第11条 校長は、インターネットの利用の適正を図るため、インターネット取り扱い責任者を置くものとする。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

平成18年4月1日 一部改正

平成26年4月1日 一部改正